県営住宅越殿団地タタミ替え工事

図面番号	図面名	縮尺 （A2版のとき）
Ｔ－０１	図面リスト	－
Ｔ－０２	特記仕様書	－
Ｔ－０３	付近見取図　全体配置図	S=1:300
Ｔ－０４	１階・２階平面図	S=1:100
Ｔ－０５	３階・４階平面図	S=1:100

鳥取県
令和８年度
中部環境建築局

鳥取県	工事名称	県営住宅越殿団地タタミ替え工事	SCALE	DATE	中部総合事務所環境建築局建築住宅課	課長	参事	係長	合議	担当	年度	図面Ｎｏ.
	図名	図面リスト	－ （A3のとき）	R8.11							R8	T-01

建　築　改　修　工　事　仕　様　書

Ⅰ．工 事 概 要

１．工 事 場 所　倉吉市広瀬町

２．敷 地 面 積　1,459.55 ㎡

３．地 域 地 区　都市計画地域（〇内 ・ 外）　市街化調整区域（・内 〇外）
用途地域（ 準工業地域　　）　防火地域（ 指定なし（22条区域））

４．建 物 概 要

番号	名　称	工事種別	構造	階数	建築面積（㎡）	延べ面積(㎡)
1	県営住宅越殿団地	改修	RC造	4		796.69㎡

Ⅱ．建築改修工事仕様

１．共通仕様

（１） 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版」（以下、「標準仕様書」という。）による。

（２） 請負者は、建築基準法に基づく完了検査（中間検査含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意する。

（３） 電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

２．特記仕様

（１） 項目は番号に〇印のついたものを適用する。

（２） 特記事項は〇印のついたものを適用する。
〇印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
〇印と※印のついた場合は共に適用する。

（３） 項目に記載［　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（４） G印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。
判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和４年２月２５日変更閣議決定）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。

（５） 関係法令（条例を含む）の改正等により、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議を行うものとする。

（６） 材料及び製造所等の記載は順不同である。

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	1	適用基準等	※ 建築工事標準詳細図（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（以下「標準詳細図」という）
			※ 建築改修工事監理指針（令和７年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
			※ 工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編（令和５年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
			〇 建築物解体工事標準仕様書（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
			〇 建築工事監理指針（令和７年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
	2	官公庁その他への手続［１．１．３］	工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は、本工事請負者の負担とする。
	3	電気保安技術者［１．３．３］	担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。
	4	工事安全計画書［１．３．７］	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。
	5	発生材の処理等［１．３．１２］	・ 引渡しを要するもの（　　）
			・ 特別管理産業廃棄物（　　）
			処理方法（　　）
			・ 現場において再利用を図るもの（　　）
			・ 再生資源化を図るもの
			・ コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材
			・ ＰＣＢ含有シーリング材の調査・処理
			・第一次判定
			現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。
			採取箇所　※図示
			採取箇所数　計　箇所
			・第二次判定
			専門分析機関にてＰＣＢ含有量の分析を行う。
			分析個数　計　箇所
			・除去処理工事
			除去範囲　※図示
			・ せっこうボードの処理
			・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第９章による
			・ひ素・カドミニウム含有せっこうボード
			・製造業者に回収委託
			・埋立処分（管理型最終処分場）
			処分施設の名称・所在地（　　）
			・ 石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード
			・再資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場）
			処分施設の名称・所在地（　　）
	6	環境への配慮［１．４．１］	化学物質を放散させる建築材料等
			１）本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
			① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
			② 接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
			③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
			④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。
			２）ホルムアルデヒド放散量の区分において、規制対象外とは次の①又は②に該当する材料を指す。
			① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
			②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
			３）ホルムアルデヒド放散量の区分において、第三種とは次の①又は②に該当する材料を指す。
			① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
			② 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
			国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。）に留意する

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	7	材料の品質等［１．４．２］	材料・機材等の品質及び性能
			１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能有するものとする。
			２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。
			３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
			４）本工事に使用する材料のうち、５）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
			① 品質及び性能に関する試験データが整備されている。
			② 生産施設及び品質の管理が適切に行われている。
			③ 安定的な供給が可能である。
			④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得している。
			⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性がある。
			⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられている。
			５）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	現場発泡断熱材
鉄骨柱下無収縮モルタル	フリーアクセスフロア
無収縮グラウト材	可動間仕切
乾式保護材	移動間仕切
既調合モルタル	トイレブース
ルーフドレン	煙突用成形ライニング材
吸水調整材	天井点検口
錠前類	床点検口
クローザ類	グレーチング
自動扉機構	屋上緑化システム
自閉式上吊り引戸機構	トップライト
重量シャッター	ポリマーセメントモルタル
軽量シャッター	既調合目地材
オーバーヘッドドア	鋳鉄製ふた
防水剤	

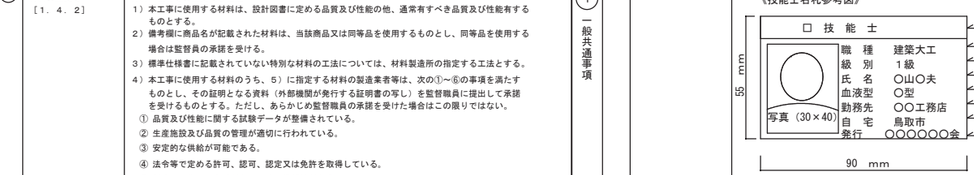
	8	石綿含有建材の調査［１．５．１］	調査
			※石綿含有建材の事前調査
			工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う
			資与資料（　　）
			・分析による石綿含有建材の調査
			分析対象
			アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
			分析方法

材料名	分析方法（定性）JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量）JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

			材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
			サンプル数　１箇所あたり３サンプル
			採取箇所　・　図示
	9	施工数量調査［１．６．２］	調査範囲　※外壁（庇、笠木共）　・屋根　・図示
			調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示
			外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う
			屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。
			また、その報告書は、調査結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じて写真等を添付する。）
	10	調査のための破壊部分の補修［１．６．３］	補修方法　※　図示
	11	技能士［１．７．２］	下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う（技能士：職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者） また、その技能士はその者が技能士であることがわかる名札（下図参考）を常時着用する

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・ とび作業
防水改修工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業
		・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業
		・ 合成ゴム系シート防水工事作業
		・ 塩化ビニル系シート防水工事作業
		・ セメント系防水工事作業
		・ シーリング防水工事作業
		・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
		・ ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・ 樹脂接着剤注入工事作業
	左官	・ 左官作業
	タイル張り	・ タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業
	建具製作	・ 木製建具加工作業
	ガラス用フィルム施工	・ 建築フィルム作業
内装改修工事	建築大工	・ 大工工事作業
	建築板金	・ 内外装板金作業
	内装仕上施工	・ 鋼製下地工事作業
		・ プラスチック系床仕上工事作業
		・ カーペット系床仕上作業（２級及びプラスチック系仕上げ工事作業を含む）
		・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 壁装作業
	左官	・ 左官作業
	タイル張り	・ タイル張り作業
塗装改修工事	塗装	・ 建築塗装作業
耐震改修工事	とび	・ とび作業
	鉄筋施工	・ 鉄筋組立作業
	型枠施工	・ 型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
	鉄工	・ 構造物鉄工作業
環境配慮改修工事	配管	・ 建築配管作業
	路面表示施工	・ 溶解ペイントマーカー工事作業
		・ 加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	・ 造園工事作業

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項			《技能士名札参考図》



	12	化学物質の濃度測定［１．７．９］	１）測定対象室のホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する。
			・ パラジクロロベンゼンを追加して分析を行う
			測定対象室（　　）
			２）パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う。
			①３０分間換気
			測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する。
			②５時間閉鎖
			①の後、測定対象室すべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。
			③測定
			イ　②の状態のままで測定する。
			ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する。
			ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする。
			④分析
			測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。
			⑤その他
			監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受ける。
	13	完成写真	下記のものを監督職員に提出する。

区　分	分類・規格	撮影箇所	部数	備考
※　工事記録写真	カラーサービス判	各工種の工程毎	１部	
※　完成写真	カラーサービス判	〇 内部１６箇所	２部	
		・ 外部　箇所	２部	
・	カラーキャビネ判	・ 内部　箇所	部	
		・ 外部　箇所	部	
・ パネル	カラー	・ 四ツ切　箇所	２部	
		・ 半切　箇所		
		・ 全紙　箇所		

〇 電子データ又はネガの提出［工事記録写真］　（〇 要 ・ 不要）
〇 電子データ又はネガの提出［完成写真］　（〇 要 ・ 不要）

	14	完成時の提出図書［１．９．１、２］	下記のものを監督職員に提出する
			※ 原図Ａ１版又はＡ２版（設計図の第２原図訂正不可）　１部
			※ ＣＡＤデータ　１式
			※ 原図の大型コピー（白焼）の２つ折製本　２部
			※ 縮小版２つ折製本（Ａ４版）　２部
			・ 複写　縮小版Ａ３パラ焼　部
			完成図の種類及び内容（改修前後の状態が分かるように整備する）
			〇 案内図・配置図　：　配置図には外構整備、屋外給排水系統図含む
			〇 改修概要図　：　改修概要、部位等を表示する
			〇 平面図　：　室名、耐震壁（防火壁）、避難施設等を表示する
			・ 立面図　：　外壁仕上、補修範囲等を表示する
			・ 断面図　：　階高、天井高等を表示する
			・ 仕上表　：　屋外、屋内（各階）の仕上表を表示する
			・ 構造図　：　杭、構造躯体等を表示する
			・ その他　：（　　）
			・ 原図ケース・製本図面の背表紙に「施設コード・部局名称」ラベルを貼付ける
	15	設備工事との取り合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

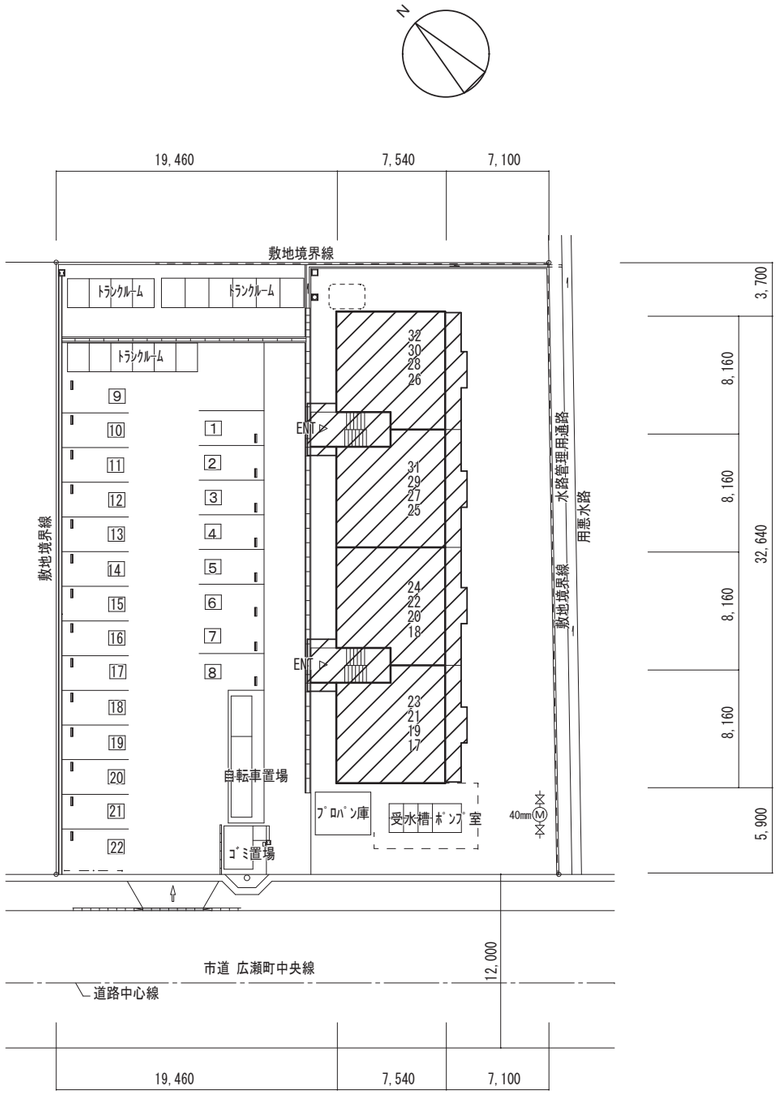
設備工事との取り合い		建　築	電　気	機　械
・ コンクリート壁、床、梁貫通部	補強	※	・	・
	開口	・	※	※
・ 鉄骨造の開口及び補強		※	・	・
・ 照明器具・幹線等の吊りボルト		・	※	・
・ 軽量鉄骨壁のボックス取付用下地		・	※	・
・ 埋込分電盤・端子盤・プルボックスの	仮枠	・	※	・
仮枠及び埋込部分の補強	補強	※	・	・
・ ＯＡフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強		※	・	・
・ 埋込型機器取付用の天井	切込	・	※	※
壁の切込加工、下地の補強	補強	※	・	・
・ 自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及び ドアクローザ、フロアヒンジ		※	・	・
・ 電気室、自家発電室などの基礎及びピット（蓋を含む）		※	・	・
・ テレビアンテナ	基礎	※	・	・
	アンカーボルト	・	※	・
・ 天井点検口		※	・	・
・ 機器類のコンクリート基礎	屋内・屋外設置	・	※	※
	屋上設備	※	・	・

	16	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。 ダイヤモンドカッター切り深さ（※30mm程度　・　）
	17	適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 基準風速　Ｖｏ＝　ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・　Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ　・　Ⅳ 積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　）
	18	保全に関する資料［１．９．３］	下記のものをＡ４版ファイルに製本して監督職員に提出する。 ・ 主な主要資材、機器等のメーカー及び施工者一覧表 ・ 機器性能試験成績書及び取扱説明書 ・ 保証書 ・ 官公署届出書類（保守に必要とするもの） ・ 建築物の保守に関する説明書、指導案内書 ・
	19	火災保険等	工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。 （保険の加入期間は、工事完成引き渡しまで（概ね工期＋21日）とする。）
	20	環境配慮	鳥取県公共事業環境配慮指針　※　対象工事　・　非対象工事
	21	建設リサイクル法	※　対象工事　・　非対象工事
	22	鳥取県福祉のまちづくり条例	※　対象工事　・　非対象工事
	23	景観形成条例	※　対象工事　・　非対象工事
	24	建築物省エネ法	※　対象工事　・　非対象工事

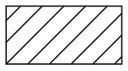
章		項　目	特　記　事　項
6 内装改修工事	20	塗装き［６．１２．２］	種別　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　〇Ｄ種（塗床：・ＫＴ－Ⅰ　・ＫＴ－Ⅱ　〇ＫＴ－Ⅲ　・ＫＴ－Ｋ　・ＫＴ－Ｎ）
			下地の種類　・ 標準仕様書表12.6.1による床組
			〇 ポリスレンフォーム床下地（ノンフロン　）　G
			・
			塗表及び塗床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
			衝撃緩和型塗（塗表：　・Ｃ１　・Ｃ２）

鳥取県
令和８年度
中部環境建築局

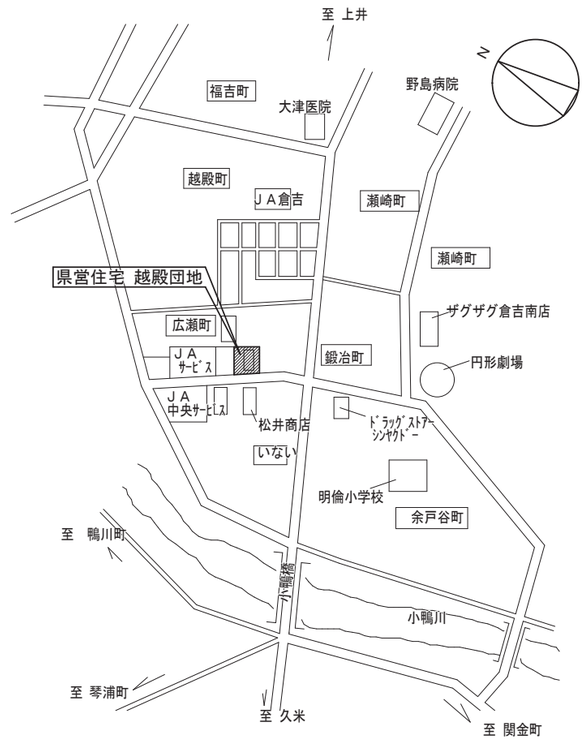
鳥取県	工事名称	県営住宅越殿団地タタミ替え工事	SCALE	DATE	中部総合事務所環境建築局建築住宅課	課　長	課長補佐	係　長	合　議	担　当	年度	図面Ｎｏ．
	図　名	特記仕様書	—	R8.11							R8	T-02



配置図　S＝1/300



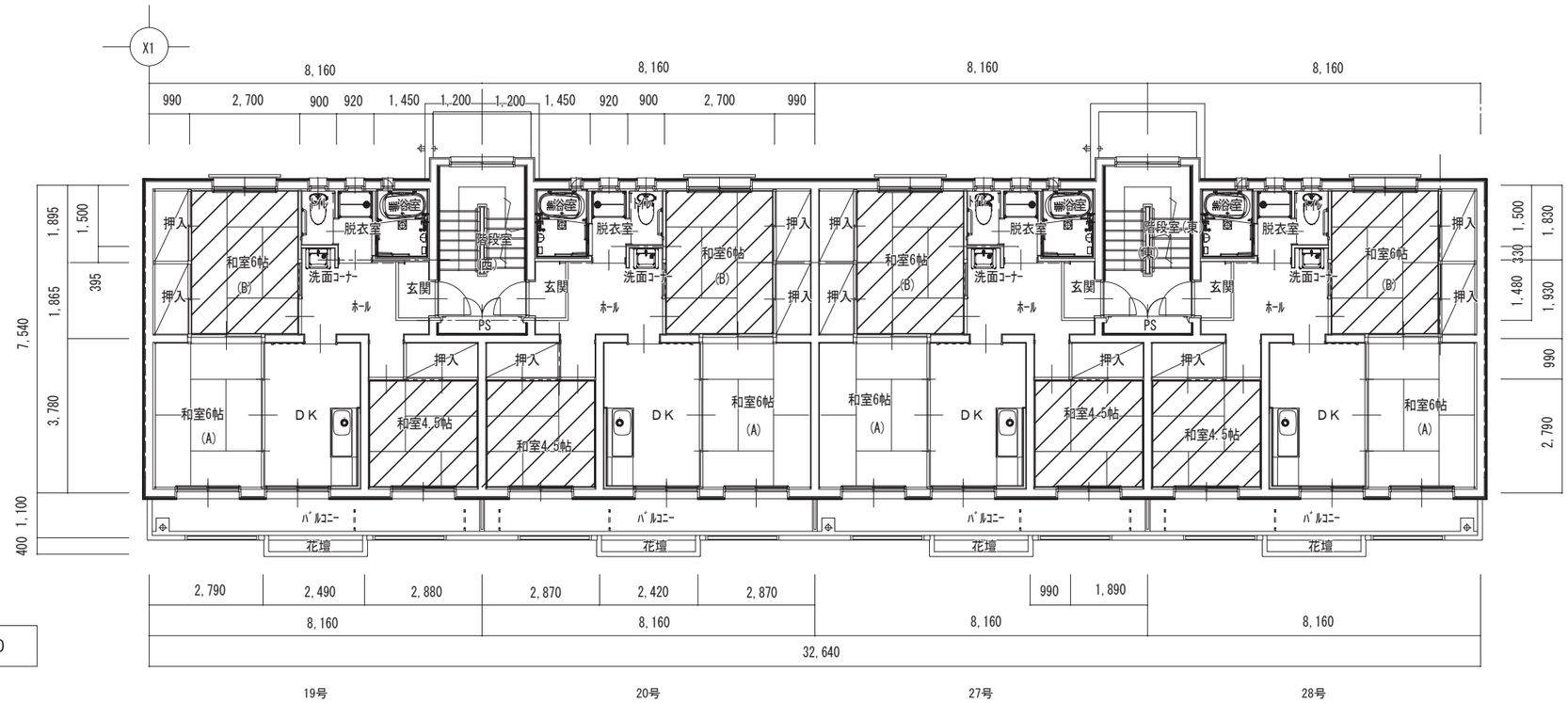
・・・・本工事対象建物



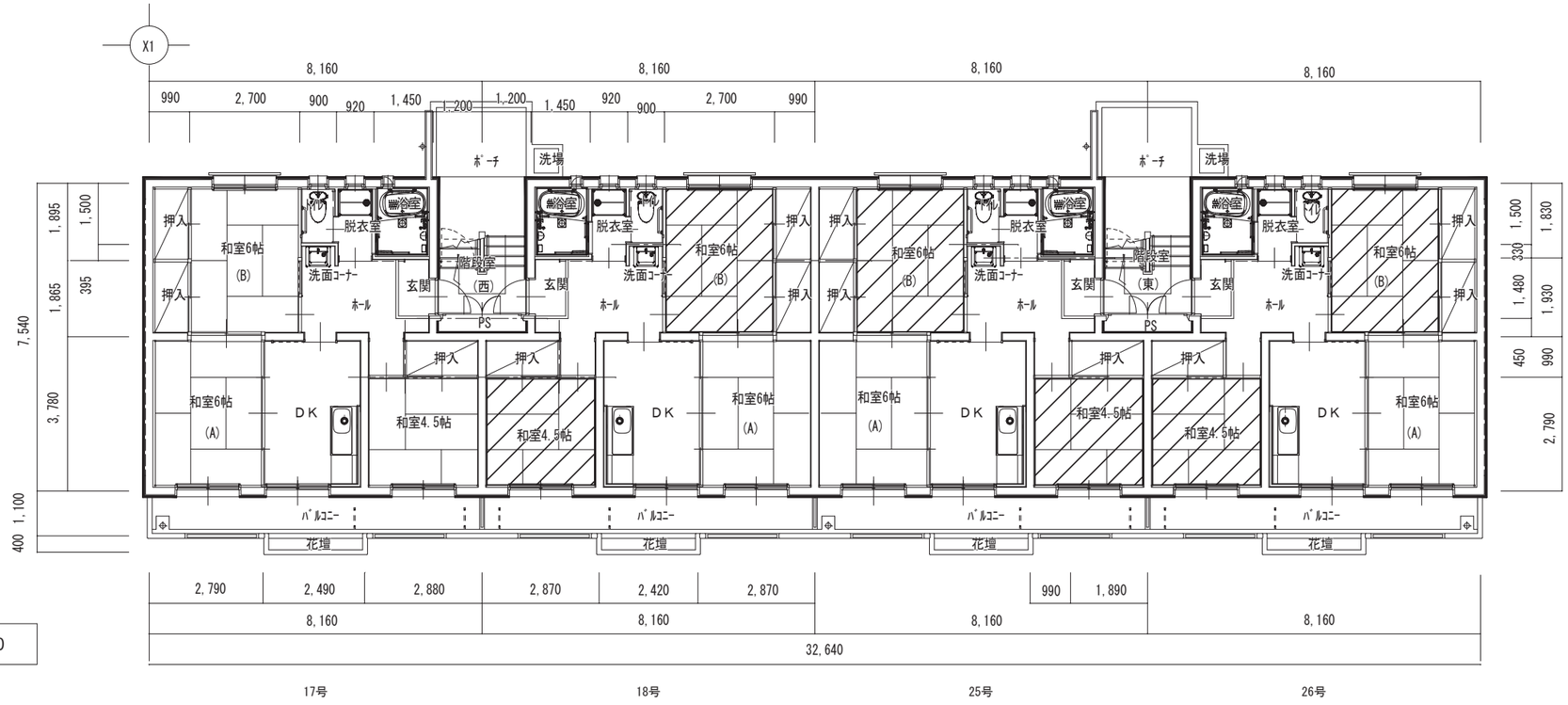
案内図

鳥取県
令和８年度
中部環境建築局

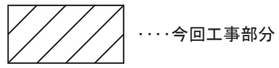
鳥取県	工事名称	県営住宅越殿団地タタミ替え工事	SCALE	DATE		課長	参事	係長	合議	担当	年度	図面No.
	図名	付近見取図・配置図	1:300 (A2のとき)	R8.11	中部総合事務所環境建築局建築住宅課						R8	T-03



２階平面図　　S＝1:100



１階平面図　　S＝1:100



・・・・今回工事部分

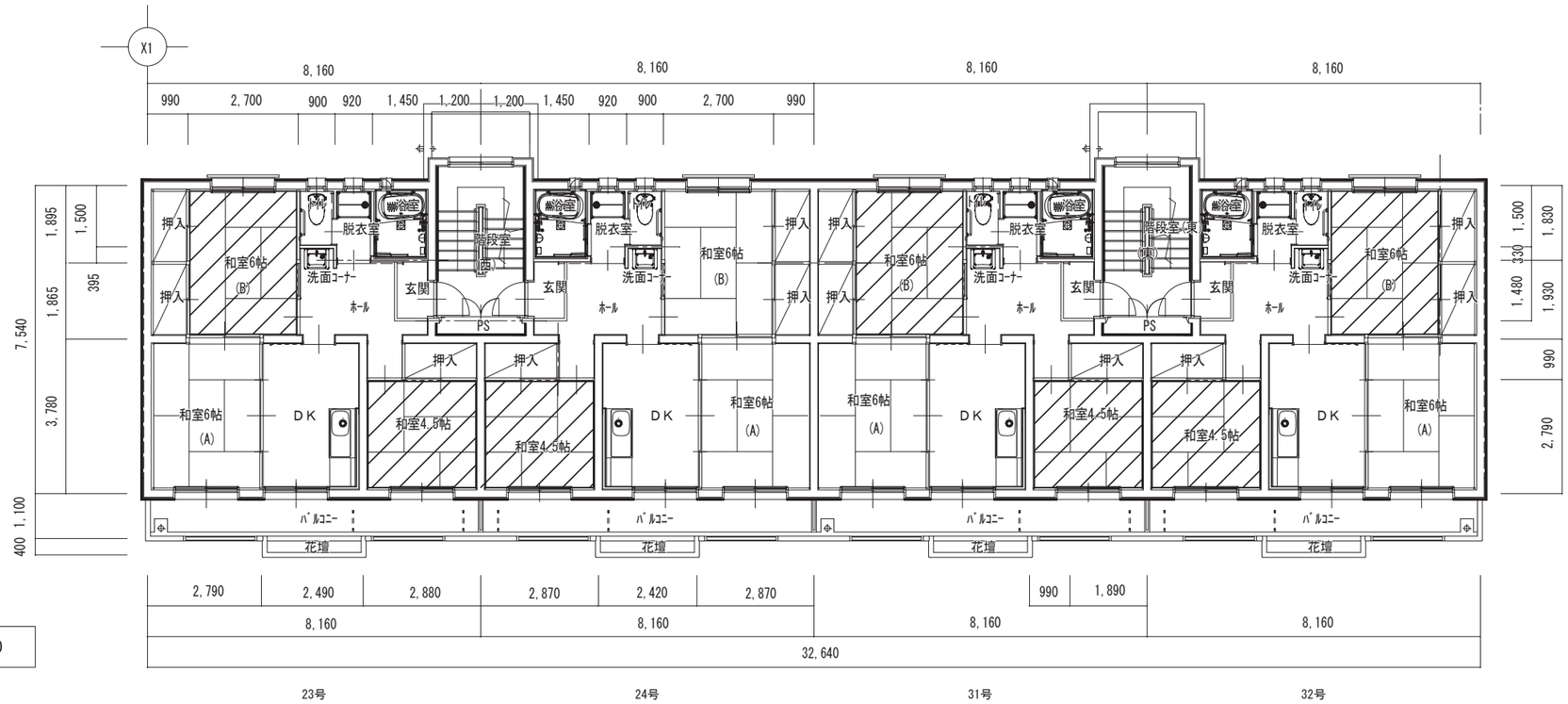
【工事内容】
○ 既設畳撤去処分の上、新畳室内積置き
合計
１帖畳　１２４枚
半帖畳　　１３枚

※２階対象枚数
１帖畳　４０枚
半帖畳　　４枚

※１階対象枚数
１帖畳　３０枚
半帖畳　　３枚

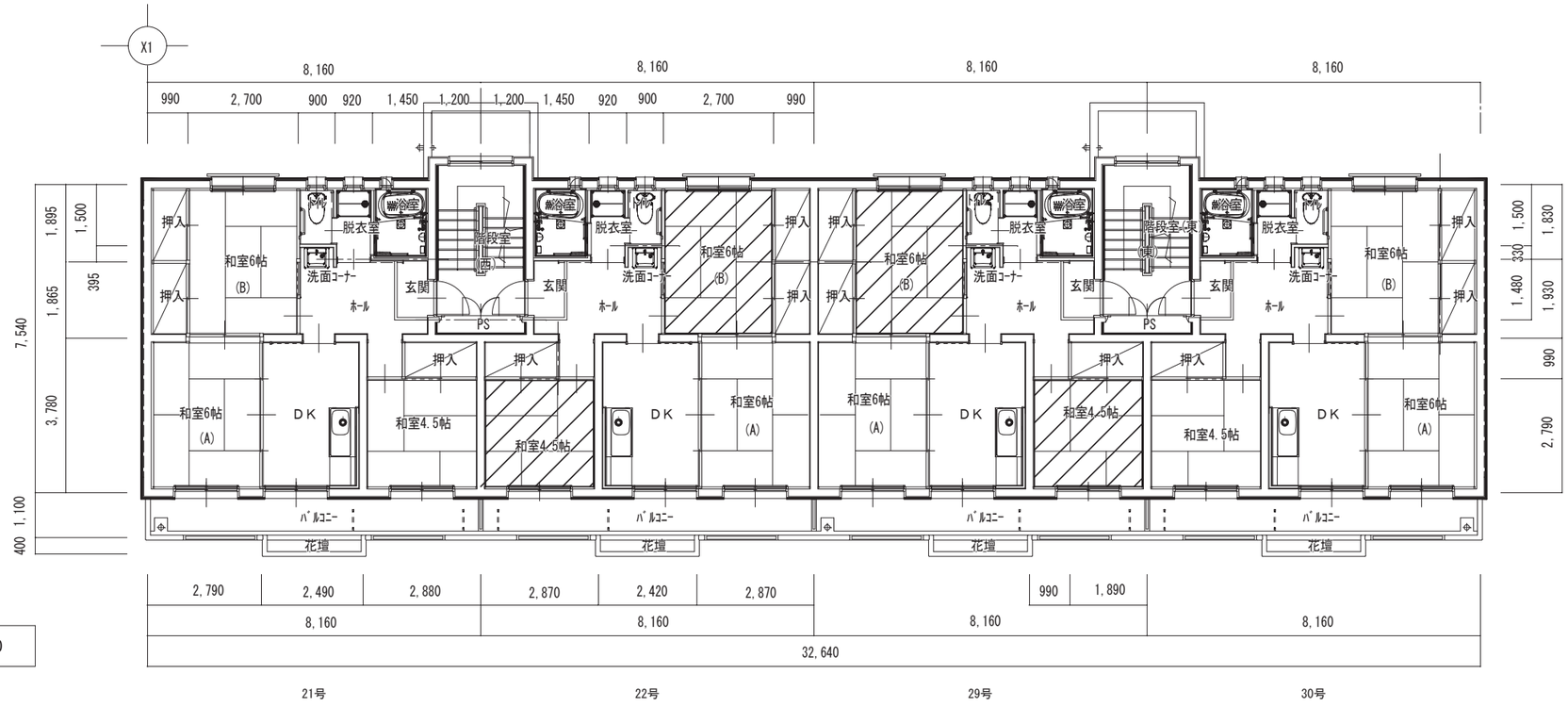
鳥取県
令和８年度
中部環境建築局

鳥取県	工事名称	県営住宅越殿団地タタミ修繕工事	SCALE	DATE		課長	参事	係長	合議	担当	年度	図面Ｎｏ.
	図名	１・２階平面図	1:100 (A2のとき)	R8. 11	中部総合事務所環境建築局建築住宅課						R8	T-04



※４階対象枚数
１帖畳　３４枚
半帖畳　　４枚

４階平面図　S＝1:100



※３階対象枚数
１帖畳　２０枚
半帖畳　　２枚

３階平面図　S＝1:100

鳥取県
令和８年度
中部環境建築局

鳥取県	工事名称	県営住宅越殿団地タタミ修繕工事	SCALE	DATE		課長	参事	係長	合議	担当	年度	図面No.
	図名	３・４階平面図	1:100 (A2のとき)	R8. 11	中部総合事務所環境建築局建築住宅課						R8	T-05